

II 高齢者虐待対応の流れと関係機関の連携

1 高齢者虐待対応の基本的な流れ

高齢者虐待が発生した場合の具体的な対応方法は第3章に記載しますが、ここでは基本的な対応について記載します。

高齢者虐待が発生した場合の基本的な対応項目

対応項目	主な内容
①通報・届出・相談	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本人からの相談、届出、訴え ▪ 家族等からの相談、通報 ▪ 民生委員や地域住民等による発見、通報 ▪ 医療機関、介護保険サービス従事者等による発見、通報 ▪ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村相談窓口等による発見、通報
②情報の集約 (市町村及び地域包括支援センターは、援助や介入の必要性を判断するための情報を集約)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 家族関係、転居歴(戸籍謄本) ▪ 家族構成、同居人(住民票) ▪ 生活保護の受給状況 ▪ 介護認定の有無、介護サービス利用状況、担当ケアマネジャー ▪ 医療機関受診状況など
③調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市町村、地域包括支援センター職員等複数の職員による訪問調査(高齢者や家族に接触できない場合や高齢者の安否が確認できない場合は、立入調査を実施。必要に応じて、警察への援助要請等を行う。) ▪ 調査結果の整理
④ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 関係者間における情報の共有化 ▪ 課題の整理 ▪ 緊急性の判断 ▪ 支援方針の検討
⑤施設入所等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市町村は、④の結果、生命、身体に重大な危険が生じている又は生じる可能性が高いと判断されるなど、在宅生活に限界が認められた場合、老人福祉法に基づく措置を実施
⑥援助・支援	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市町村等関係機関は、④で検討された支援方針に基づく各種支援を実施
⑦フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 関係者による見守りの継続、経過の確認(モニタリング) ▪ 早期発見・見守りネットワークの活用 など

2 関係機関に期待される役割

高齢者虐待が発生する要因は多岐にわたることから、対応に当たっては、市町村や地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力することが重要です。

なお、虐待防止法第16条では「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため(省略)老人介護支援センター、(省略)地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。」と規定されているほか、虐待防止法第19条では、県が市町村に対して必要な助言を行うことなどが明記されています。

以下、関係機関に期待される基本的な役割について記載します。

(1) 県(高齢対策課)の役割

- ・ 市町村間の連絡調整や市町村への情報の提供を行う。
- ・ 市町村に対し、必要な助言を行う。
- ・ 老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を行使する。
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や対応措置等を公表する。

(2) 市町村(高齢者福祉担当課等)の役割

① 養護者による高齢者虐待に関すること

- ・ 高齢者虐待に関する相談、通報及び届出を受理する。
- ・ 養護者への負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。
(上記2つの取組については、適当な高齢者虐待対応協力者に委託可)
- ・ 通報、届出に基づき、被虐待者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施し、関係機関、高齢者虐待対応協力者(地域包括支援センター、老人介護支援センター等の関係機関・民間団体を指す)等と対応方法について協議する。
- ・ 立入調査の実施、所管警察署長に対し援助要請を行う。
- ・ 老人福祉法に規定する短期入所施設等への入所等の措置や、そのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求を行う。
- ・ 老人福祉法に規定する措置が執られた高齢者に対する養護者の面会の制限を行う。
- ・ 専門的に従事する職員の確保に努める。
- ・ 関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備する。
- ・ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を周知する。
- ・ 高齢者虐待の早期発見や防止に向けた、住民や関係機関に対する啓発及び研修等を実施する。
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営を行う。

虐待防止法に基づく市町村の体制整備状況(平成21年度)

(単位：箇所)

項目	実施済み又は 取り組んでいる	未実施又はまだ 取り組んでいない
高齢者虐待対応窓口の設置及び周知	30	0
独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、 対応フロー図等の作成	14	16
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者 虐待に関する研修	20	10
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等 による住民への啓発活動	20	10
民生委員、社協、住民からなる「早期発見・見守 りネットワーク」の構築	15	15
介護保険サービス事業者からなる「保健医療 福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築	11	19
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関 係専門機関介入支援ネットワーク」の構築	10	20

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関すること

- ・ 対応窓口を開設・周知する。
- ・ 通報を受けた場合に事実確認を行う。
- ・ 県へ報告する。
- ・ 養介護施設の事務又は養介護事業の適正な運営の確保を通して、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を適切に行使する。

③ 財産上の不当取引による被害の防止に関すること

- ・ 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談を受け付けるとともに、関係部局・機関を紹介する。
- ・ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求を行う。

(3) 地域包括支援センターの役割(市町村との関係については15頁を参照)

- ・ 高齢者虐待の早期発見や防止に向けた、地域住民への普及啓発を行う。

- ・ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を周知する。
- ・ 相談、指導及び助言、通報又は届出の管理、安全や事実の確認、養護者の負担軽減のための措置に係る事務について、その全部又は一部を市町村から受託して実施する。
- ・ 高齢者虐待に関する相談、通報及び届出を受理する。
- ・ 被虐待者の安全確認及び事実確認のための調査を市町村と連携して実施し、関係機関、高齢者虐待対応協力者等と対応方法について協議する(ケース会議)。
- ・ 協議(ケース会議)結果に基づき、被虐待者及び養護者への支援を行う。

(4) 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の役割

- ・ 相談、指導及び助言、通報又は届出の管理、安全や事実の確認、養護者の負担軽減のための措置に係る事務について、その全部又は一部を市町村から受託して実施する。
- ・ 地域包括支援センター等の関係機関と連携し、在宅の高齢者やその家族からの相談に対応する。

(5) 市町村保健センターの役割

- ・ 地域住民のための健康増進活動等を通し、虐待の早期発見に努める。

(6) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の役割

- ・ 利用者宅訪問や高齢者、家族及び介護保険サービス事業者からの相談等を通して、虐待の早期発見に努める。
- ・ 虐待(の疑いがあるケース)を発見した場合、介護保険サービス事業者等の関係者から情報収集を行い、市町村、地域包括支援センターに通報する。
- ・ 市町村、地域包括支援センター職員らと連携して訪問調査を実施し、調査の結果を受け、虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映させる。
- ・ 本人や家族がサービスの提供を拒否している場合や、在宅サービスの提供のみでは虐待の改善が見込めないような場合、市町村や地域包括支援センターが開催するケース会議に諮って対応方針を決定し、適切な支援につなげる。

(7) 介護保険サービス事業者の役割

① 介護保険サービス事業者全体としての役割

- ・ 日常業務の中で、虐待のサインを見逃さぬよう、本人や家族の状況を常に注意深く観察し、虐待が疑われるケースを発見した場合、速やかにケアマネジャーに通報する。
- ・ 生命に危険があるような場合は、速やかに市町村や地域包括支援センターの窓口へ通報する。

② 訪問介護員の役割

- ・ サービスを提供しながら、高齢者や養護者の生活状況等を観察し、虐待の早期発見に努める。
- ・ 高齢者や養護者に対し、声かけなどの精神的支援を行うとともに、虐待の事実を確認した場合はその状況や変化などを正しくケアマネジャーに通報する。

③ 訪問看護職員の役割

- ・ サービス提供を通して、高齢者や養護者の医療情報の確認や体調の変化、健康の観察を行い、虐待の早期発見に努める。
- ・ 高齢者や養護者に対し、声かけなどの精神的支援を行うとともに、虐待の事実を確認した場合はその状況や変化などを正しくケアマネジャーに通報する。

④ 通所介護(デイサービス)の役割

- ・ 入浴サービス等を通して、あざや傷、痩せの状態や皮膚の変化を観察する。
- ・ 衣服などの状態から、介護が放任・放棄されていないか把握する。
- ・ 虐待が疑われる場合には、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理してケアマネジャーに通報する。

⑤ 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)の役割

- ・ デイサービスと同様に、虐待が疑われる場合には、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理してケアマネジャーに通報する。
- ・ 虐待を受けた高齢者を緊急的に一時的に保護する(ショートステイの利用を通して、特別養護老人ホームへの入所に対する不安を取り除き、円滑な施設の利用につなぐ役割が期待される)。

⑥ 特別養護老人ホームの役割

- ・ 虐待により、緊急に施設入所が必要と判断された場合や、市町村から「やむを得ない事由による措置」の委託があった場合に、当該高齢者の入所に応じる。

(8) その他の関係機関・関係者の役割**① 医療機関の役割**

- ・ 診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握するとともに、家族・養護者の様子の変化等を観察し、虐待の疑いがあると認められる場合は、市町村、地域包括支援センターの窓口へ通報する。
- ・ 医師の指導は受け入れられやすいことから、インフォームド・コンセント等の機会にサービスの利用等について高齢者や養護者に働きかける。

② 民生委員の役割

- ・ 地域における高齢者の安否確認の活動等を通して、高齢者等から直接相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえるとか、高齢者がおびえた様子であるとかいった身近な情報をキャッチし、虐待の早期発見に努め、相談窓口への相談や通報につなげる。
- ・ 日ごろから高齢者がいる家庭の実態把握に努め、市町村や地域包括支援センターの職員が事実確認等で家庭を訪問する際に同行し、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行う。

③ 社会福祉協議会の役割

- ・ ボランティアや地域住民などを活用し、見守りをはじめとした各種のインフォーマルな在宅サービスを提供する栃木県社会福祉協議会では、とちぎ権利擁護センター「あすてらす」を設置し、日常生活自立支援事業（48頁参照）を実施している。また、「あすてらす」では、資力等の事情により成年後見制度の申立等が利用できない方々にその費用を助成する地域福祉振興基金「成年後見制度利用支援助成事業」を設置している。

地域福祉振興基金「成年後見制度利用支援助成事業」について

あすてらすが関わる利用者又は準備者であって、成年後見制度を必要としながらも、本人に資力等がないために成年後見等の申立が行えない場合に、その必要な費用を助成し、利用者の権利擁護と福祉の増進に寄与することを目的とする事業。

④ 保健所(健康福祉センター)の役割

- ・ 精神障がいや難病、認知症等が絡んだ虐待事例が発生した場合、高齢者や養護者はもとより、各支援機関に対して助言や支援を行う。

⑤ 福祉事務所の役割

- ・ 生活保護受給世帯に対しては、ケースワーカーが行う訪問調査等を通して家庭の状況を注意深く観察し、虐待の早期発見や未然防止に努める（生活保護受給世帯においては、必要な介護サービスを介護扶助として受給できる仕組みとなっているため、高齢者本人の意向を尊重した上で、当該世帯に必要と判断される介護サービスの利用を促しながら、虐待の未然防止等につなげる）。

⑥ 警察の役割

- ・ 地域における生活安全に関する相談を受けるとともに、地域の見回りなどを行う。
- ・ 市町村職員が立入調査を行う際、養護者から抵抗を受けるおそれがあることから、市町村から援助の依頼を受け、調査に同行するなど、必要な職務執行を支援する。

⑦ 地域住民の役割

- ・ 日ごろから、近隣に居住する高齢者の安否確認を通して虐待の早期発見に努める。
- ・ 近所で虐待を受け、又は受けているおそれのある高齢者を発見した際、その情報を市町村や民生委員、相談窓口等へ通報する。

関係機関に期待される主な役割(一覧表)

(県(高齢対策課)、市町村(高齢者福祉担当課)、地域包括支援センターを除く)

機関等	役割	早期発見・ 通報、日ご ろの見守り	養護者(家 族)からの 相談への対 応	市町村の訪 問調査への 同行	個別の虐待 事例に対す る協力・支 援	自機関の制 度を活用し た支援
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)		○	○			
市町村保健センター		○				
介護支援専門員(ケアマネジャー)		○	○	○	○	
介護保険サービス事業者		○	○		○	
医療機関		○	○			
民生委員		○	○	○		
社会福祉協議会		○				○
保健所(健康福祉センター)					○	
福祉事務所		○				○
警察		○			○	
地域住民		○				

※ 本表に記載するのはあくまで主な役割であり、虐待のケースによって各機関等が柔軟に対応することが求められます。

(9) 市町村と地域包括支援センターの関係

虐待防止法においては、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、市町村が主体的役割を担うことが規定されています。また、地域包括支援センターなどの機関に、以下の事務の一部又は全部を委託することが可能とされています。

委託することが可能とされている事務の内容(虐待防止法第17条)

- ・ 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言(虐待防止法第6条)
- ・ 虐待に関する通報、届出の受理(虐待防止法第7条、第9条)
- ・ 高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置(虐待防止法第9条)
- ・ 養護者の負担軽減のための措置(虐待防止法第14条第1項)

一方、地域包括支援センターは、介護保険法において、包括的支援業務の実施主体として位置づけられ、地域のネットワーク構築や実態把握、総合相談、権利擁護などの事務の中で、高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者、養護者への支援を行うこととされています。

このことから、実際に業務を行うに当たっては、担当地区の高齢者について包括的・継続的に関与する役割を有し、より地域に密着した立場である地域包括支援センターが、対応の中心になるものと考えられます。

ただし、市町村はあくまで業務の責任主体が市町村自身であることを常に意識し、業務を委託した場合であっても、地域包括支援センターに「任せきり」の状態にするのではなく、その業務への関与を継続する必要があります。

地域包括支援センターへ的高齢者虐待防止に係る事務の委託状況(平成21年度)

(単位:箇所)

運営の状況	市町 の数	(イ)委託のみ又は(ウ)直営と委託の両方の事務の委託状況			
		相談、指導 及び助言	通報又は 届出の 受理	高齢者の安全 確認、事実確認 のための措置	養護者の負担 軽減のための 措置
(ア)直営のみ	13	—	—	—	—
(イ)委託のみ	14	16	15	12	9
(ウ)直営と委託の両方	3				
計	30	16	15	12	9

3 市町村等における体制・仕組みの確立

市町村や地域包括センターの役割については「2 関係機関に期待される役割」で述べたとおりですが、ここではそれらの役割を果たすための体制・仕組みについて記載します。

(1) 早期発見・通報のための窓口の整備

高齢者虐待対応において、まず重要なことは、虐待が疑われる様々なサインを早期に把握し、虐待の可能性が高いと確認できた場合等に速やかに対応することです。

そのため、虐待防止法第7条において通報義務が規定されるとともに、これに対応する形で、虐待防止法第18条において、市町村における相談窓口の設置が義務付けられ、さらに住民に周知することが求められています。

県内においても全市町村に相談窓口が設けられていますが、重要なことは、虐待の徴候についていかに速やかに情報を吸い上げるかということにあります。早めに情報提供してもらうためには、「相談」という位置づけで、気軽に情報を提供してもらえるような環境を整備することが大切です。

(2) 緊急性の判断を行うための仕組みの確立

虐待の通報を受けた市町村がまず行うべきことは、被虐待高齢者の安全確認を行い、「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合」には緊急入院や短期入所施設への一時保護など速やかな措置を講じること、また、被虐待高齢者や虐待者(養護者)が協力拒否をして事実確認ができない場合に立入調査を行うといった緊急性の判断です。

そのためには、どの通報窓口が通報を受け付けたとしても、緊急性の判断を、いつまでに、誰が、どのような根拠に基づき判断するのかという仕組みを確立しておくことが求められます。

(3) 「やむを得ない事由による措置」を活用するための仕組みの確立

高齢者虐待対応において、市町村の責任で最も活用が求められる権限が、老人福祉法上の措置権限、特に特別養護老人ホーム等への「やむを得ない事由による措置」の行使です。

「やむを得ない事由による措置」を行使する場面としては、以下の4つが考えられます。

- ① 「生命又は身体に重大な危険の生じるおそれがある」ため、被虐待高齢者の判断能力の有無に関わらず、行使する場合。
- ② 緊急性はないものの、認知症等で被虐待高齢者の判断能力が減退してその意思が確認できず、かつ、虐待者(養護者)がサービスの利用を拒否している場合。
- ③ 被虐待高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待などがあって、介護保険によるサービス利用に係る利用者負担金を支払うことができない場合。
- ④ 被虐待高齢者に判断能力はあるが、虐待者(養護者)の虐待を恐れ、あるいは虐待者(養護者)をかばい、または施設や介護サービスへの偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否しようとする場合。

これらの場合には、積極的な措置権限への行使が求められます。

しかしながら、措置権限担当者の経験不足などから措置権限発動をためらうケースも見受けられるため、ケース会議などにおいて「やむを得ない事由による措置」発動の要件をチェックし、その要件が具備されていると確認された場合には、遅滞なく措置権限の行使を行うという姿勢が大切です。

(4) 成年後見制度を活用するための仕組みの確立

今後、虐待対応のための手段として活用が期待されているのが成年後見制度です。

例えば、被虐待高齢者に認知症があり、判断能力が低下して意思確認ができていくいケースにおいて、虐待者(養護者)の拒否的な対応に対抗し、被虐待者を保護し、必要なサービスを導入する場合。あるいは、年金を虐待者(養護者)から搾取されるなど、経済的虐待を受けている被虐待高齢者を守り、必要なサービスや医療の確保のために契約を行う場合には、虐待対応のための手段として、成年後見制度を活用することが極めて有効です。

このため、市町村長申立を行う場合の手順の確認や後見人候補者の確保のために、弁護士会や社会福祉士会等の専門職団体との連携を図るほか、成年後見制度利用支援事業を活用するなど、成年後見制度を活用できる体制を整備することが求められています。

成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度の利用を支援するため、市町村が、申立に要する登記手数料や鑑定費用及び成年後見人の報酬等の全部又は一部に対して助成する事業(「地域支援事業実施要綱」に基づく市町村の任意事業)。

4 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の未然防止や早期発見、被虐待高齢者や虐待者(養護者)に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制(虐待防止ネットワーク)を整備することが求められています。

具体的には、民生委員や社会福祉協議会、地域住民等からなる「早期発見・見守りネットワーク」、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」、行政機関や法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3つのネットワークがあります(県内における状況は11頁を参照)。

(1) 「早期発見・見守りネットワーク」

住民が中心となって虐待の未然防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

具体的には、民生委員や社会福祉協議会、地域住民等が中心となり、高齢者との普段の関わりや、住民の生活に密着した相談を通して、生活の変化に気づき、その情報を市町村や地域包括支援センターに伝えるような活動をします。

また、地域社会から孤立しがちな高齢者や家族に対して、民生委員や近隣住民が関心を持ちながら見守り続けることで虐待の防止につなげたり、虐待が疑われるような場合でも、早期に発見し適切な対応を取ることによって問題が深刻化する前に解決することも可能になります。

※ 構成メンバー(例)

民生委員、介護相談員、社会福祉協議会、介護者家族の会、老人クラブ、自治会、地域住民等

(2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」

介護保険事業者等で組織され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

また、日常的に高齢者や養護者、家族等と接する機会が多いことから、虐待の疑いや危険性が疑われるケースに対する早期発見機能も担います。

※ 構成メンバー(例)

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、在宅介護支援センター 等

(3) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」

保健医療福祉分野における通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。

特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

※ 構成メンバー(例)

警察署、消防署、保健所(健康福祉センター)、精神科等を含む医療機関、弁護士会、権利擁護団体、家庭裁判所、消費者生活センター 等

ただしこれらのネットワークはあくまでも代表的なものであり、市町村直営の地域包括支援センターの有無やその数などによって、高齢者虐待防止ネットワークの形態は多様です。

いずれにしても、高齢者虐待防止ネットワークは「つながっていること」が必須条件であるので、それぞれのネットワークが機能していても、市町村高齢者福祉担当課や地域包括支援センターと平素から緊密な連携を保っていなければ、高齢者虐待防止ネットワークとは言えません。

高齢者虐待防止ネットワークの実施要綱を定めている例(小山市)

小山市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱

平成18年3月31日

規定第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活するためには、高齢者虐待を防止することが重要であると認識し、市内の関係団体、委員及び機関等で、高齢者虐待防止のための事業を円滑に推進するため組織する高齢者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の運営事業について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 ネットワーク運営事業の実施主体は、小山市とする。この場合において、個別的な事業は、小山市地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)が実施するものとする。

(事業内容)

第3条 ネットワーク運営事業は、次に掲げるものとする。

- (1) ネットワークの形成、運用及びコーディネートに関すること。
- (2) 次に掲げる虐待ケースのマネジメントの実施に関すること。
 - ア 虐待防止に関する総合相談窓口の設置及び運営
 - イ ネットワークを活用した虐待ケースのマネジメント
- (3) その他ネットワークの運営に関し必要な事項

(ネットワーク)

第4条 ネットワークの種類は、別表に掲げるものとする。

- 2 別表左欄に掲げるネットワークの構成員は、同欄に対応する同表右欄に掲げる団体等の関係者とする。
- 3 ネットワークは、支援センターの求めに応じ、次条から第7条までの役割を分担するものとする。

(早期発見・見守りネットワーク)

第5条 早期発見・見守りネットワークは、高齢者虐待の早期発見及び未然防止の役割を担うものとする。

(保健医療福祉サービス介入ネットワーク)

第6条 保健医療福祉サービス介入ネットワークは、個別的な高齢者虐待事案の検討結果を踏まえ、介護保険サービスを含む保健医療福祉サービスを的確かつ迅速に実施し、また継続的に支援していく役割を担うものとする。

(関係専門機関介入ネットワーク)

第7条 関係専門機関介入ネットワークは、個別的な高齢者虐待事案の検討結果を踏まえ、保健医療福祉サービスによる介入で足りない補完的なサービスの必要性を判断し、必要とされる措置及び法的救済等を図る役割を担うものとする。

(運営委員会)

第8条 ネットワークの効率的な運営を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長が委嘱又は任命した次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小山地区医師会の代表
- (2) 民生児童委員の代表
- (3) 自治会連合会の代表
- (4) 弁護士会の代表
- (5) 小山警察署の代表
- (6) 小山市消防署の代表
- (7) 市内の介護老人保健施設の代表
- (8) 市内居宅介護支援事業所の代表
- (9) 市内居宅介護サービス事業所の代表
- (10) 小山市在宅介護支援センターの代表
- (11) 消費生活支援センターの代表
- (12) 栃木県南健康福祉センターの代表
- (13) 小山市社会福祉協議会の代表
- (14) ボランティア支援センターの代表
- (15) 小山市保健福祉部長の職にある者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ネットワーク運営及び管理に関すること。
- (2) 地域住民への広報及び普及活動の検討に関すること。
- (3) 関係者間での連絡網の形成に関すること。
- (4) より良い高齢者虐待防止策の検討に関すること。
- (5) 実施事業の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他高齢者虐待防止ネットワークに関し必要な事項

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

- 第11条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、検討事項等の内容から、委員会の委員及びネットワークの構成員の中から委員長が選任した者(以下「専門委員」という。)をもって組織する。
 - 3 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が専門委員の中から指名したものが議長となる。
 - 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。
 - 5 その他専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

- 第12条 ネットワークの庶務は、支援センターにおいて処理する。
- 2 委員会の庶務は、保健福祉部高齢生きがい課において処理する。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種 類	構成団体等
早期発見・見守りネットワーク	民生・児童委員 自治会連合会 介護相談員 介護家族の会 在宅介護支援センター 社会福祉協議会 NPO・ボランティア団体 その他の委員、機関、団体等
保健医療福祉サービス介入ネットワーク	ケアマネジメント機関 居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所 訪問介護 訪問看護 通所介護等 短期入所生活介護等 介護保険施設 特別養護老人ホーム等 医療施設 病院等 その他の機関、団体等
関係専門機関介入支援ネットワーク	警察署 消防署 医師会(精神科医を含む。) 弁護士会 栃木県県南健康福祉センター 消費生活センター 小山市 その他の機関、団体等